

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月14日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局

熊本河川国道事務所長 鈴木 学

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 43

## 1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名及び数量

熊本河川国道事務所新佐敷トンネル  
外6箇所で使用する電気

①新佐敷トンネル

契約電力 428kW

年間予定使用電力量 612,000kWh

②新赤松トンネル

契約電力 178kW

年間予定使用電力量 607,000kWh

③二見トンネル

契約電力 122kW

年間予定使用電力量 441,000kWh

④花岡トンネル

契約電力 74kW

年間予定使用電力量 146,000kWh

⑤湯浦トンネル

契約電力 65kW

年間予定使用電力量 143,000kWh

⑥湯治トンネル

契約電力 55kW

年間予定使用電力量 134,000kWh

⑦新津奈木トンネル

契約電力 164kW

年間予定使用電力量 328,000kWh

ただし、各月の契約電力は当該需要場所におけるその1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 納入期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日迄

- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価を記載すること。その他の割引料金等がある場合はその内訳を併せて記載すること。）及び蓄熱電力量に係る割引がある場合は割引単価（kWh単価）を入札書に記載すること。また、落札決定にあたっては当事務所が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記載すること。なお、入札時においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載され

た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札までに平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の1)及び2)の要件を満たす場合、競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものとする。
- 1) 手続開始の決定を受けていること。
- 2) 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
- ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
- (4) 競争参加資格確認申請書及びその添付書類

(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

(8) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

① 〒861-8029 熊本市東区西原1-12-1

国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所 経理課契約係

電話096-382-1127 内線225

② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

(2) 申請書等の提出期限

平成30年12月26日17時00分

(3) 持参・郵送等による入札書の提出期限

平成31年1月24日17時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成31年1月25日11時00分

熊本河川国道事務所 入札室

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項

本調達案件の入札に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を上記3(2)に示す提出期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間

において申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

なお、上記2(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、且つ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(4) 落札対象

申請書等は、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第



79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 本調達案件に関する詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Manabu Suzuki, Director General of Kumamoto River and National Highway office, Kyushu Regional Development Bureau
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Nature and quantity of the products to

be purchased:

- ① Electricity to use in The Tunnel of Shinsashiki
- ② Electricity to use in The Tunnel of Shinakamatsu
- ③ Electricity to use in The Tunnel of Futami
- ④ Electricity to use in The Tunnel of Hanaoka
- ⑤ Electricity to use in The Tunnel of Yunoura
- ⑥ Electricity to use in The Tunnel of Yuzi
- ⑦ Electricity to use in The Tunnel of Shintsunagi

(4) Fullfillment period: From 1 April 2019 through 31 March 2020

(5) Fullfillment place: as in the tender documentation

(6) Qualification for participating in the

tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

- ① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
- ② have Grade A, B, C or D on "manufacturing of products" or "selling of products" in Kyushu • Okinawa Area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (single qualification for every ministry and agency)
- ③ not be under suspension of nomination by Director General of Kyushu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening
- ④ have registered as a retail electric enterprise in accordance with Article

2-2 of the Electricity Utilities Industry Law

⑤ who should have receive the tender documentation

(7) Time-limit for submission of certificate : 17:00 26, December, 2018

(8) Time-limit for tender : 17:00 24, January, 2019

(9) Contact point for the notice: Accounting Section, Kumamoto River and National Highway office, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure , Transport and Tourism  
1-12-1, Nishibaru, Higashi-ku, Kumamoto-city, Kumamoto-Prefecture, 861-8029, Japan,

TEL 096-382-1127 ex225